

第三者評価の受審実績	平成 15、18、21、24 年度		
取材の対象年度	平成 24 年度	評価手法	標準の第三者評価

【取材メモ】



取材の視点

- ・第三者評価受審の目的、経緯
- ・事業評価(自己評価)のプロセスで得られた気づき
- ・利用者調査、職員の自己評価及び評価機関による評価の結果から得られた気づき
- ・改善に向けた取り組みとその成果、など

■事業所の特色

当事業所は、東京都で福祉サービス第三者評価事業が本格的な運用を開始した平成 15 年度を皮切りに、以後 3 年に 1 回のペースで第三者評価を受審しています。また、平成 12 年度の東京都サービス評価制度検討委員会における試行調査において、導入に向けての評価手法の妥当性を検証するための模擬評価を受けており、それも含めると、直近の平成 24 年度の評価が 5 回目の受審ということになります。

当法人の社長は、介護保険ではカバーされない高齢者に対する生活援助や、高齢者を介護する家族に対する相談事業を区内で展開する特定非営利活動法人の代表を兼務しています。当法人の基本理念は、NPO 活動の理念をベースにしており、「“助け合いの精神”に基づく“受け手と担い手の対等な関係”を保てるサービスを通じた福祉の増進」を特徴としています。

その一方で、“介護保険で通うフィットネスジム”を謳い文句に、日本スポーツインストラクター協会より健康増進施設として認定を受けた運動機能専門のデイサービスを運営するなど、区内で多彩な事業展開を図っています。

訪問介護事業所の特徴は、勤続年数の長い登録ヘルパーが多いということ。勤続 10 年以上の“超”ベテランのヘルパーが 10 人を超えているとのことで、夫婦の利用者が順番に同じヘルパーのサービスを受けるといったケースも珍しくないと言います。ヘルパーの採用は、職員や関係者からの紹介を基本としており、退職者が少ないことも特徴の一つとなっています。また、サービス提供責任者の配置を厚くして、ヘルパーに対する指導に力を注ぐとともに、ケアマネジャーをはじめ、医師や訪問看護ステーション等の関係機関と緊密な連携を図り、医療依存度の高い利用者の在宅生活を支える体制を整えています。